（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「内閣総務官」の下に「、国家安全保障局長」を加える。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣官房の項中「内閣総務官室」を「内閣総務官室
国家安全保障局」に改める。

附　則

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年一月七日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十二号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年一月一日とする。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十一号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち二　総領事館の表中南米の項中「

710,000	688,400

」を削る。

別表第二のうち二　総領事館の表中南米の項中「ベレン　17.8%　アメリカ合衆国ドル　2,786　2,464　2,143　1,929　1,714」を削る。

附　則

この政令は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十二号

総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年三月三十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏